

春日井市国民健康保険運営協議会 議事録

1 開催日時 令和6年12月24日（火）午後2時～午後2時30分

2 開催場所 春日井市役所 12階大会議室

3 出席者

〔委員〕20名

和田 映子	佐藤 之英	鈴木 有彦	岩井 憲之
野瀬 利政	安井 真一郎	飯塚 富恵	鈴木 恵理子
坪井 春美	西尾 孝治	西瀬古 初子	西山 貴美子
長谷川 浩敏	三上 奈穂	大村 勝人	鈴木 貴之
石田 裕信	長谷川 達也	阿藤 裕彦	豊田 繁一

〔事務局〕8名

副市長 山口 剛典 市民生活部長 足立 憲昭
保険医療年金課長 児島 由典 課長補佐 松島 るみ
課長補佐 神戸 明子 課長補佐 清水 聡
主査 西村 静佳 主査 奥村 和幸

〔傍聴者〕なし

4 議題

議題1 国民健康保険税の課税限度額改定について

議題2 国民健康保険税の税率改定について

5 会議資料

令和6年度第2回 春日井市国民健康保険運営協議会資料

6 諮問

春日井市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、市長から次のとおり諮問があった。

〔諮問内容〕

1 国民健康保険税の課税限度額改定について

(1) 改定内容

後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額を22万円から24万円

に改める。

2 国民健康保険税の税率改定について

(1) 改定内容

令和7年度税率について、愛知県が示す標準保険税率と比較しながら設定することとする。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

7 議事内容

○会議成立の確認

春日井市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定により、出席委員は20名中20名で委員定数の半数以上の出席を得ているため、会議が有効に成立することが報告された。

○議事録署名人の指名

春日井市国民健康保険運営協議会規則第10条の規定により、議長が、議事録署名人に鈴木 有彦委員及び坪井 春美委員を指名した。

○議題1 国民健康保険税の課税限度額改定について

【保険医療年金課主査 奥村 和幸】

国民健康保険税の課税限度額改定について、会議資料に基づき説明した。

〔質疑応答〕

【公益代表委員】

後期高齢者支援金に係る課税限度額を2万円引き上げるとのことだが、大まかに年収でどれくらいの層が対象となって、引き上げの対象となる世帯数と引き上げに伴う保険税収入額はどれくらいになるのか。

【保険医療年金課長 児島 由典】

課税限度額の引き上げにより、影響のある世帯数は約530世帯を見込んでおり、目安となる所得金額は、夫婦と子ども2人の4人世帯で計算した場合

合、夫の所得金額が810万円以上となります。また、課税限度額引き上げによる保険税収入額は約987万円を見込んでいます。

【公益代表委員】

昨年度、国が限度額を引き上げたことにより今回改定されているが、今年の10月末にも厚生労働省が上限を引き上げることを発表しているので、このままいくと来年も上がることになる。上限を引き上げると中間層の負担が減ると言われており、収入の多い方の負担増はいたしかた無いものと、今回賛成するが、国保加入者は低所得の方がほとんどであり、引き上げ続けることでどれくらい効果があるのか、本当に正しいのかどうか検討していただきたい。

その他、質問・意見等がないことを確認し、議題に係る質疑応答を終結した。

○議題2 国民健康保険税の税率改定について

【保険医療年金課長補佐 清水 聡】

国民健康保険税の税率改定について、会議資料に基づき説明した。

〔質疑応答〕

【公益代表委員】

今回は、納付金の減少から2025年度は前年比で保険税を4%増にすることで、昨年示されていた10.5%増に比べ低くなっている。とはいえ単純に負担が増えるので、事前に反対することを述べてから質問する。春日井市では保険税率について、愛知県の示す標準保険税率と乖離があったことから2024年度より4か年で1.4倍に引き上げることとしていた。2025年度は上げ幅が低くなる訳だが、2027年度までに県の標準保険税率との乖離がなくなるよう税率改正していくのか、今後も状況に応じた改正になるのか、市の考えを問う。

【保険医療年金課長 児島 由典】

現在、多くの自治体におきまして、県が示します標準保険税率に合わせ

るよう税率改定に取り組んでおり、令和5年度にご報告させていただいたとおり、本市の保険税率につきましても、県が示す標準保険税率との乖離がなくなるよう段階的に改定してまいります。

【公益代表委員】

今年度、国保税が引き上げられたことから加入者より大変だと声が上がっている。

2025年度の引き上げ率を10.5%から4%に下げるとはいえ、今は物価高騰の影響もあり、ただでさえ生活が苦しいところであり、負担が増えることになれば、生活費、命に関わる食費や医療費を削るしかなくなってしまふ。

4%と言わず、今回は上げないという選択肢もあるのではないか。

一般会計からの繰入も赤字補填ではなく、支援という名目にし、所得制限などを設ければ、ペナルティ無く繰入ができるはずである。

そもそも、国が示している保険料統一加速化プランには2030年度の保険料算定までに納付金ベースの統一を目指すとあるだけで、やらなければならないと書いてあるわけではない。あくまでプランである。県の標準保険税率との乖離をなくす必要性はないということを言わせてもらふ。

その他、質問・意見等がないことを確認し、議題に係る質疑応答を終結した。

〔結果〕

協議会規則第6条の規定により諮問のあった「諮問事項1 国民健康保険税の課税限度額改定について」を採決の結果、全員賛成で諮問のとおり答申することに決した。「諮問事項2 国民健康保険税の税率改定について」を採決の結果、賛成多数で諮問のとおり答申することに決した。

○その他

事務局から連絡

【保険医療年金課長 児島 由典】

本日のご審議ありがとうございました。委員の任期につきましては、令和7年6月30日までとなっております。それまでに協議会の開催予定は

ありませんので、本日の会議が最後となります。任期中、様々なご意見をいただき誠にありがとうございました。来年7月からは新しい委員の方々になりますが、引き続き委員をお願いする場合もございますのでその際はよろしくお願いいたします。ちなみに、次回の運営協議会につきましては、令和7年7月29日（火）の午後2時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

【市民生活部長 足立 憲昭】

皆様お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。それでは、先ほどご協議いただきましたように、答申につきましては、長谷川会長と調整の上、進めさせていただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。

8 閉会

午後2時30分、閉会とした。

上記のとおり、令和6年12月24日開催の国民健康保険運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議長及び出席委員2人が署名する。

令和7年1月21日

議 長 長谷川 浩敏

署名委員 鈴木 有彦

署名委員 坪井 春美
